

# 1 被告西予市の過失の内容

- 災害対策基本法56条により、西予市長は災害に関する予報もしくは警報の通知を住民に伝える義務を負う。この「災害に関する予報もしくは警報の通知」にはダムを設置する者からのダムの操作に関する通知（河川法48条）が含まれる。被告西予市は、野村ダムからのダムの操作に関する通知を住民に伝えなければならない。
- 住民に対する通知は、住民の生命・身体の安全に関するものである以上、国家賠償法の違法性や故意・過失の判断に際しても、住民に対していかなる通知を行なったかが判断基準又は判断要素となる。
- 本件における被告西予市の行為については、①誤った情報を伝えた、②タイムリーな情報を伝えていない、③住民が具体的な危機を理解できる程度に具体的な情報を伝えていない、という3つの点で国家賠償法上の過失が認められるというべきである。

## 2 争いのない事実

- 被告西予市は、準備書面（10）1頁で、 $1750\text{m}^3/\text{秒}$ の情報を住民に伝えていない事実を認めた（同8頁でも、伝えなかったと明記している。）。 $1750$ の立方根は、約 $12\text{m}$ である。
- $12$ の三乗が $1728$ である。累乗（2乗や3乗）の計算は、中学生で習う。
- すなわち、 $1750\text{m}^3/\text{秒}$ との情報を得ていたのであれば、例えば、「単純計算であるが、高さ $12\text{m}$ の水が、毎秒、継続して押し寄せる」との具体的な数値を伴う説明を行うことは可能であった。
- また、 $1750\text{m}^3/\text{秒}$ との情報を得たのであれば、それをそのまま住民に伝えるべきである。伝えないことによって得られるメリットは何もない。
- 「住民は $1750\text{m}^3/\text{秒}$ という数字の意味を理解できるかわからない」と西予市は主張する（西予市準備書面（10）6頁）が、それは伝えなくてよい理由にならない。

### 3 西予市の主張への反論（争いのある事実）

- 西予市は「大量に放流されるから危険」と説明したと主張するが、それが真実か否かは争いがある。
- 避難指示が出ているとしか聞いていないという住民もいる。
- 「これまでよりも1・5倍」というのを聞いたという人（原告らの数名）もいるが、これまでの1・5倍なら避難するほどではないと話していた。
- ただし、仮に、「大量に放流されるから危険」と説明していたとしても、それでは具体性を欠くので、説明義務を尽くしたことにはならない。→後記7でも言及

3

### 4 午前5時10分の避難指示の伝え方

- 誤った内容を伝えたという点と、伝えるべき事項を伝えなかった点、につき、被告西予市には過失がある。
- 被告西予市は、野村ダム事務所から、異常洪水時防災操作によって放流量が急激に増えて、家屋浸水の恐れがあることが伝えられていたのであるから、それを正しく住民に伝える義務があった。
- しかし、被告西予市は、午前5時10分の時点で、事実と異なる内容を伝えた。すなわち、その時点では、危険な水位に達していないのに、「危険な水位になったから避難しなさい」と伝えた。
- 「危険な水位に達した」と伝えられた住民は、実際に川を見た。しかし、水はあまり増えておらず、危険な水位ではないので、住民は混乱した。住民は、「被告西予市は水位が上がっていないことを知らないで、水位が上がっていると思い込んで不必要な避難指示を出したのか」と考えたりして、住民は避難指示に懐疑的になり、住民の避難を促すことにはならなかった。
- 被告西予市は「危険な水位に達した」という過去形ではなく、「今から約●分後に、危険な水位に達する」という将来形で伝えなければならなかった。誤った内容を伝えた西予市には過失がある。

4

## 4 午前5時10分の避難指示の伝え方（つづき）

- 被告西予市は、野村ダム事務所から、異常洪水時防災操作によって、今後急激に水量が増えることを伝えられていた。近い将来に、急激に水量が増えることを住民に知らせなければ、住民は、現在の水量を見て安心して避難が遅れ、避難が間に合わない場合が生じる。
- そのようなことがないようにするため、近い将来に、急激に水量が増えること（将来形）を伝える義務を負っていた。
- 被告西予市は、「伝えられた事実を正確に伝える。」という基本中の基本というべき伝え方を行わなかった。
- 伝えた内容が適切であれば、全員避難して、人災は生じておらず、また、物損もある程度は回避できた。

5

## 5 午前6時08分の野村ダム事務所からの放流情報を住民に伝えなかった過失

- 被告西予市は、午前6時08分に、野村ダム事務所から、毎秒1750トン（ $m^3$ ）という、家屋が浸かる程度の放流をすること（可能性ではなく、実際に放流すること）を知らされた。避難指示は出していたが、野村ダム事務所から連絡を受けた午前6時08分には、多くの住民が避難所へ避難をしないで、屋内に留まっていた。
- そして、被告西予市は午前5時10分の避難指示によって住民の一部が避難しておらず、当該避難指示に効果が出ていないことを承知していた。浸水する家の内にいたのでは極めて危険であることはいうまでもない。被告西予市は、住民が屋内から退去し避難所へ避難すべきことが伝わる内容の指示を行う義務があった。
- しかし、被告西予市は、住民に対して、野村ダムから、毎秒1750トンという、家屋が浸かる程度の放流をすることを知らせず、及びそれを具体性を伴う内容で説明することもしなかった。

6

## 6 具体的な内容を伴う説明（情報提供） をすべき義務

- 災害対策基本法に基づいて、被告西予市は、野村ダム事務所からのダムの操作に関する通知を住民に伝えなければならないが、住民が納得して避難をするような具体性を伴う内容の情報を伝える義務がある。そうでなければ、被告西予市からの情報提供に対して、避難の必要性を十分に理解できず、他の多くの住民と共に、「特別なことではなくて、大したことはないだろう。」と  
思っ  
て避難しない場合が予想されるからである。
- 被告西予市自身も指摘している（被告西予市の準備書面（9）3頁10行目）ように、住民には正常性バイアスの存在が認められ、具体性を伴う内容の情報を伝えなければ、災害の状況が迫っていることを認識できない場合が相当程度存する。そうであればこそ、正常性バイアスを打ち破るような、住民が納得して避難するための説明（情報提供）が必要である。バイアスを打ち破る程度に具体的に説明しないと、住民（特に高齢者）は避難しない。

7

## 6 具体的な内容を伴う説明（情報提供） をすべき義務（つづき）

- どの程度の具体性が  
必要かという基準としては、正常性バイアスを打ち破り、「避難しないと  
いけない。」と住民（特に高齢者）が直感的に感じる  
ことのできる伝え方が必要であるというべきである（ゆえに、午前5時10分の避難指示との関係でも、避難指示が出たことだけを伝えたのでは不十分であることは論を俟たない。）。
- 上記の基準に照らせば、被告西予市は、①「異常洪水時防災操作によるダムの放流により、急激に水が増えて、家が浸かるほどの放流どころか、家を飲み込むほどの放流が押し寄せる可能性が高い」、②「家にいては危険なので、直ぐに手の届くところにある重要なもの以外は荷物も持たずに、避難所に避難してください」、③「野村ダムから状況が変わったと連絡があった。「家を飲み込むほどの放流をする。」という連絡があったので、直ちに逃げてください」など（①～③は例示であり、異なる内容の表現を排除するものではない）の具体的な内容を伴う情報や説明を住民に伝えて、避難を促すべき義務を負っていたというべきである。
- しかし、被告西予市は、具体的な内容を伴う説明（情報提供）を行っていない。

8

## 7 「大量に放流されるから危険」では足りない。

- どのような内容で具体的に説明するかを考えることこそが説明者の責任。
- 例えば、金融商品に関する説明義務との関係では、「多額の損失が出るリスクがあるから危険」との抽象的なリスク説明では足りない。
- 説明者(本件では行政)は、リスクを具体的に把握する義務、及びその把握した内容を元に具体的に説明する義務を負っている。
- 本件で、西予市は、放流量と被害の関係が不明確であった、との主張を繰り返しているが、どの程度の被害かを具体的に予測して説明するのも行政の責任である。
- そもそも放流量から被害の量・範囲を想定するのも行政の責務である。「毎秒1000トン以上の放流があれば、堤防を越えて、市街地が浸水被害を受けること」は、災害担当の職員は当然に知っておくべき。

9

## 8 西予市は責務を果たしていないこと

- 西予市の準備書面(10)2頁では、「住民の多くは、その時点では正常性バイアスに捉われていて、まさか氾濫しないだろうとか、家の天井まで浸水することはないだろうと勝手に思ったにすぎないと考えられる。」と主張している。
- しかし、これは、西予市が説明責任を果たしていないことを前提に、「住民が勝手に思った」と開き直っているにすぎない。
- 住民が誤った思い込みを持つことの無いような説明はどのようなものか、を適切に考える義務を西予市は負っているのであって、西予市は当該義務を果たしていない。

10

